平成２２年（フ）第１２８号
沖縄県沖縄市字与儀450番地　ＳＫマンションＡ棟105号
債務者　太田　明美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１５２号
沖縄県沖縄市室川２丁目33番16号　屋宜アパート203号室
債務者　呉屋　　聡
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１５８号
沖縄県うるま市与那城屋慶名1028番地　兼本アパート
債務者　前堂　光子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１４８号
愛知県新城市杉山字柴先37番地６
債務者　鈴木ひとみ
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月８日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２０５号
愛知県豊川市開運通１丁目21番地　ＳＰＡＺＩＯ―305号
債務者　村澤　利明
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月８日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２１１号
愛知県豊川市緑町４番地
債務者　吉野　由美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月８日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２１３号
愛知県豊橋市西岩田５丁目１番地の17　302
債務者　中野商店こと　中野　康洋
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月８日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１３２号
島根県浜田市三隅町東平原1035番３地
破産者　齋藤　文夫
1　決定年月日　平成22年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２０年（フ）第２２７６８号
神奈川県横浜市青葉区若草台14番地64、開始決定時の本店所在地東京都港区芝大門１丁目６番３号
破産者　ネットリンク株式会社
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７３０号
東京都足立区西新井本町１丁目５―２
破産者　渡邉理恵子（旧姓山際）
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９１０号
神奈川県茅ヶ崎市堤81―２―Ｂ―203
破産者　濱田　高慶（旧姓斉藤）
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９９１１号
神奈川県茅ヶ崎市堤81―２―Ｂ―203
破産者　濱田　樹里（旧姓大坪）
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０７３１号
神奈川県横浜市緑区鴨居１丁目11―２―207
破産者　佐々木裕雅
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１８９１号
東京都千代田区神田佐久間町４丁目９番地　みちのくビル
破産者　東邦鑿泉探鉱株式会社
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１９８号
埼玉県戸田市笹目南町32番４号
破産者　誠高産業技術株式会社
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１９２号
埼玉県さいたま市南区内谷５丁目９―20―Ｉ―301
破産者　樋口　友典
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３４０号
東京都大田区南雪谷４丁目12―14―201
破産者　河野　　了
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４２０号
東京都練馬区平和台３丁目３―13―403
破産者　山本　　裕
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部